

## 様式1

## 個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年1月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	石井町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 独自利用事務の対象者	当該申請を行う者、申請者と同一の世帯に属するもの及び当該申請に係る児童
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成28年6月14日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	13
10. 保護評価書の名称	子どもはぐくみ医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.dpc.go.jp/mynumber/evaluationsearch/search?ckk_type=zenjihou&amp;ckk_name=%E7%9F%B3%E4%BA%95%E7%94%BA&amp;ev_name=%E3%81%AF%E3%81%90%E3%81%91%E3%81%8C&amp;ev_type=%E7%94%BA&amp;ev_time=%E3%81%8D%E3%81%9A&amp;data_from=zenjihou">https://www.dpc.go.jp/mynumber/evaluationsearch/search?ckk_type=zenjihou&amp;ckk_name=%E7%9F%B3%E4%BA%95%E7%94%BA&amp;ev_name=%E3%81%AF%E3%81%90%E3%81%91%E3%81%8C&amp;ev_type=%E7%94%BA&amp;ev_time=%E3%81%8D%E3%81%9A&amp;data_from=zenjihou</a>
12. 委任関係	

執行機関名 石井町長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて第十五条规定するもの	石井町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第3号)による医療費の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表の項	8	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	13	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石井町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1の1の項 石井町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第3号)による医療費の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年 法律第百六十四号) 第一条	石井町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第3号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのつり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、(子ども)に係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病的早期発見と治療を促進し、もって子どもの(保健の向上と福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		石井町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年石井町条例第3号) 石井町子どもはぐくみ医療費の助成に関する規則(昭和48年石井町規則第2号)